

国保
こくほ

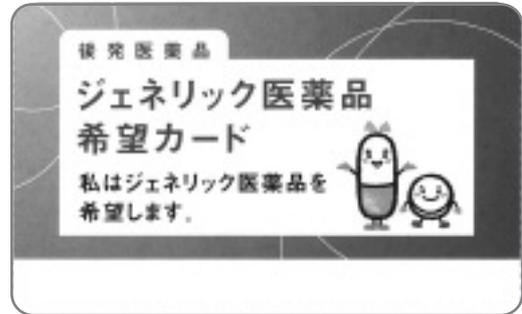


ジェネリック医薬品を ご存じですか？

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、最初に作られた薬(先発医薬品:新薬)の特許終了後に厚生労働省の認可のもとで製造・販売された薬で、安全性は新薬と同じです。

ジェネリック医薬品は、先発医薬品より安価なので、窓口での自己負担を節約できるようになります。

ただし、薬によっては、ジェネリック医薬品がなかったり、使用が適切でない場合などもありますので、ジェネリック医薬品を希望するときは、医師や薬局の薬剤師にご相談ください。



※ジェネリック医薬品希望カードは、役場保険課国保年金係に備えてあります。

国民年金
ねんきん

任意の国民年金未加入で

障害基礎年金等を 受けられなかった人へ



●特別障害給付金制度

国民年金の任意加入対象者で加入していなかったために、障害基礎年金等を受給していない人について、次の受給対象となる人には、**特別障害給付金が支給されます。**

受給対象者

次の①②に該当する人で、国民年金に任意加入していなかった期間に初診日^(※)があり、現在、国民年金法に定める障害等級1、2級(身体障害者手帳の等級とは異なる)の障がいの状態にある人です。

ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当した人に限ります。

①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生

②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった厚金年金、共済組合等の加入者だった人の配偶者

(※)障がいの原因となる傷病について初めて医師の診療を受けた日

支給額

1級・・・月額 49,650円

2級・・・月額 39,720円

※給付金は、請求月の翌月分から支給されます。

※本人の所得により、支給が制限される場合があります。

問い合わせ先 役場保険課国保年金係 ☎ 286-3111 内線 121～123

国民年金に関するお問い合わせは、熊本東年金事務所(☎ 367-8144)でも受け付けています。